

東京海区漁業調整委員会

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する第42条第3項及び同条第5項並びに第46条第2項の規定に基づき、令和5年漁期における底魚一本釣り漁業の制限措置、許可等を申請すべき期間及び許可の基準並びに許可の有効期間を別紙のとおり定めることについて、貴委員会の意見を求めます。

令和5年1月12日

東京都知事 小池百合子
(公印省略)

底魚一本釣り漁業

1 制限措置

- (1) 漁業種類は、底魚一本釣り漁業とする。
- (2) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数は、別表のとおりとする。
- (3) 許可又は起業の認可をすべき船舶の総トン数は、5トン以上60トン未満で許可証に記載された総トン数とする。
- (4) 推進機関の馬力数は、定めなしとする。
- (5) 操業区域は、小笠原海域（孀婦岩と北之島との中間線（北緯28度30分の線）から南側の小笠原諸島地先海面をいう。）とする。
- (6) 漁業時期は、周年とする。
- (7) 漁業を営む者の資格は別表のとおりとする。

2 許可等を申請すべき期間

許可等を申請すべき期間は、令和5年2月15日から同年3月15日までとする。

3 許可の有効期間

許可の有効期間は、令和5年4月1日から令和8年3月31日までとする。

4 許可の基準

別添「令和5年における底魚一本釣り漁業の許可及び起業の認可方針（案）第3の4」のとおり。

別 表

許可すべき船舶等の数	漁 業 を 営 む 者 の 資 格
50	東京都島しょ部に住所を有し（法人にあつては、主たる事務所の所在地が東京都島しょ部の区域にあり）、かつ、船舶根拠地（漁船法施行規則（昭和 25 年農林水産省令第 95 号）第 1 条第 9 項に規定する主たる根拠地をいう。以下同じ。）が東京都島しょ部の区域にある者であること。
5	鹿児島県に住所を有し（法人にあつては、主たる事務所の所在地が鹿児島県の区域にあり）、かつ、船舶根拠地が鹿児島県の区域にある者であること。
2	熊本県に住所を有し（法人にあつては、主たる事務所の所在地が熊本県の区域にあり）、かつ、船舶根拠地が熊本県の区域にある者であること。
2	宮崎県に住所を有し（法人にあつては、主たる事務所の所在地が宮崎県の区域にあり）、かつ、船舶根拠地が宮崎県の区域にある者であること。